

新型コロナウイルス拡大に伴う水道料金減免のお知らせ

※今月で最後となりますのでご注意ください。

- 減免内容 上水道の基本料金全額免除。ただし、下水道料金については減免の対象外。
- 対象者 全ての給水契約者が対象。
- 減免期間 令和2年5月使用分から令和2年7月使用分（6月徴収分から8月徴収分）までの期間、3か月間減免。
- 減免金額 通常請求している、基本料金・メーター使用料を全額免除。ただし、超過分料金については減免の対象外。
- 申請方法 申請の手続きは必要なし。
減免後の料金については水道・下水道使用水量のお知らせ（検針票）にてご確認ください。
- お問い合わせ
建設水道課上下水道グループ ☎01392-2-3131

新型コロナウイルス経済対策事業

木古内エール商品券をお届けします



みんなのまち木古内町に
みんなのエールを



- 使用期間 8月1日（土）～9月30日（水）
- 商品券セット内容

取扱飲食店用（500円券）	6枚	3千円
大型店を除く取扱店用（500円券）	8枚	4千円
全取扱店用（500円券）	6枚	3千円
- 使用場所 木古内エール商品券取扱店
詳しくは世帯配布した商品券同封のチラシにてご確認ください。
- 使用可能なもの 食料品・雑貨・飲食・衣料品・靴・お酒・薬品・時計・自転車・灯油・米・理美容・電化製品・文具など
※ただし、出資や債務の支払い、商品券・ビール券・図書券・切手・はがき・印紙・たばこ等は使用不可
- 対象者 7月1日時点で木古内町に住所登録のある方
- 内容 対象者一人あたり10,000円分の商品券を原則世帯主へ郵送配布
- お問い合わせ

・世帯員に関する問い合わせ	産業経済課水産商工グループ	☎01392-2-3131
・商品券に関する問い合わせ	木古内商工会	☎01392-2-2046